

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクター デザイン大募集！

保土ヶ谷区と保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会では、令和9年に迎える区制100周年を記念し、保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターを制定します。ついては、保土ヶ谷区の愛着や誇りを育み、誰からも親しまれ、長く愛される公式マスコットのデザインを募集します。

1 募集内容

保土ヶ谷区のイメージにふさわしいマスコットキャラクター

※区の花・鳥・木、区の特徴や環境、歴史等に関する要素を1つ以上取り入れてください。

2 募集要領

(1) 資格

以下のいずれかに該当する方（プロ、アマチュアは問いません）

- ・保土ヶ谷区在住・在学・在勤者
- ・保土ヶ谷区を応援してくださる方

(2) 規格・規定

- ・1人2作品まで応募可能
- ・画材・色数・画法（手書き・CG等）は自由
- ・マスコットキャラクター全身像の正面デザインをカラーで描いてください。ただし、単色、モノクロで使用する場合がありますことを考慮してください。
- ・着ぐるみの製作が可能なデザインとしてください。

(3) 方法

横浜市電子申請システム、郵送、保土ヶ谷区役所への持参のいずれかで応募
郵送先：〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区区政推進課宛

(4) 期間

令和6年6月28日（金）～令和6年9月2日（月）必着



電子申請システム

3 審査・発表

(1) 審査

審査は厳正な選考により5作品に絞り、区民による投票によって採用作品を決定します。

(2) 発表

採用作品の決定は本人に通知するとともに、保土ヶ谷区ホームページの掲載や報道機関等を通じて発表する予定です。なお、不採用の方への通知は行いません。

お問合せ先

保土ヶ谷区区政推進課長 松藤 咲子 TEL 045-334-6220

2027年
国際園芸
博覧会

GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

保土ヶ谷区は2027年に
区制100周年を迎えます

保土ヶ谷区

公式マスコット

デザイン大募集

募集締切：9月2日(月)

令和9年に迎える区制100周年を記念し、
保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターを
制定します。誰からも親しまれ、長く愛される
公式マスコットのデザインをお待ちしています。

※デザインは区民による投票で決定します。

表彰・賞品

★ 最優秀賞 ★

図書カード

1万円分

★ 1名さま ★



さらに!

区内商業施設商品券
3千円分

★ 優秀賞 ★

図書カード

2千円分

★ 4名さま ★



保土ヶ谷区役所・

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会

募集内容

✓ 誰からも愛される保土ヶ谷区の公式マスコットのデザイン

区の特徴や環境、
歴史等に関する要素を
1つ以上取り入れて
ください。

参考例：区のシンボル



花
すみれ



鳥
カルガモ



木
シイノキ/ハナモモ



区を紹介



…など

応募資格

- 保土ヶ谷区在住・在勤・在学者
- 保土ヶ谷区を応援して下さる方(プロ、アマチュアは問わず)

応募規格・規定

- 1人2作品まで応募可能です。(用紙1枚につき1作品としてください。)
- 画材・色数・画法(手書き・CG等)は自由です。
- 作品は、キャラクター全身像の正面デザインをカラーで描いてください。ただし、単色、モノクロで使用する場合があることを考慮してください。
- 着ぐるみの製作が可能なデザインとしてください。
- 作品は模倣等のない自作かつ未発表のものに限ります。

応募方法

いずれかの 方法で応募

横浜市電子申請システム

下の二次元コードからアクセスし、必要事項を記入の上、応募作品を添付して、送信してください。選考は実寸15cm四方サイズに印刷の上、行います。

郵送・区役所持参

A4の紙(縦297mm×横210mm・白)を使用し、用紙の上部に概ね15cm四方に納まるデザイン案を記入してください。また、応募者の氏名(未成年者の場合は保護者氏名も併記)、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、職業(学校名)、保土ヶ谷区への思いや保土ヶ谷区とのエピソードを記載し、下記に郵送するか持参してください。

応募期間：令和6年6月28日(金)～令和6年9月2日(月)必着

●応募にあたっての注意事項

(1) 作品は模倣等のない自作かつ未発表のものに限ります。未発表とは印刷物、映像やWEBページ等で公表されておらず、また、過去の各種コンクールで入賞していないものを指します。(2) 他に類似の例があり、商標登録及び出願の公表がされていることが判明した場合、第三者の知的財産権を侵害する場合、その他募集要項の規定に違反していることが判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すものとします。また、第三者の作品と類似のおそれがあると認められる作品も採用を取り消す場合があります。(3) 採用作品の著作権(著作権法第27条及び第28条を含む。)その他一切の権利(商標の出願及び登録をする権利)は、保土ヶ谷区役所に帰属します。(4) 採用作品の著作権は、著作人格権を行使しないものとします。(5) 採用作品のうち電子データで製作された作品は、当該データを実行委員会及び保土ヶ谷区役所に無償で提供するものとします。(6) 採用作品はデザイン、ポーズや色彩等は必要に応じて一部を改変する場合があります。(採用後、保土ヶ谷区役所が発注する業者により、必要に応じた調整や補作、複数のポーズの作成等を行う予定です。)(7) 採用作品は、広報紙等での利用、関連グッズの作成や区が承認した第三者による利用等が想定されています。(8) 応募に必要な費用等は、応募者の負担とします。採用作品は、保土ヶ谷区が責任をもって商標の出願をいたします。・応募作品の返却は行いません。・応募作品に知的財産権に関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とします。・選考に関するご質問などには一切お答えできません。・個人情報については、応募の確認、作品の審査、採用者への通知・公表以外には使用しません。

●審査、発表

(1) 審査は厳正な選考により5作品に絞り、区民による投票で採用作品を決定いたします。(2) 採用作品の決定は本人に通知するとともに、保土ヶ谷区ホームページへの掲載や報道機関等を通じて公表する予定です。なお、不採用の方への通知は行いません。

[問合せ先] 保土ヶ谷区区政推進課

Tel: 334-6221 Fax: 333-7945 Mail: ho-koho@city.yokohama.jp

住所: 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9

その他詳細は、募集要項を
ご確認ください。

